

令和 7 年度平川市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第 1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、市の物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達にあたり、契約の公正性の確保、経済性の確保及び適正履行の確保並びに予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者の雇用に努める市内の障害者就労施設等からの受注機会の拡大を図り、障がい者の雇用促進及びその職業の安定並びに福祉的就労の促進を図ることを目的とする。

第 2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用される用語の例による。

第 3 適用範囲と調達対象

この調達方針の適用範囲は、市のすべての部署が発注する物品等とし、調達対象は、障害者優先調達推進法に規定する障害者就労施設等とする。

第 4 調達の目標

障害者就労施設等からの当該年度の調達目標額については、前年度実績額を上回るよう努める。

第 5 調達の推進方法

- 1 障害者就労施設等から供給可能な物品等についての情報を収集し、これらの情報を市内各部署に対して周知するとともに、優先調達を依頼する。
- 2 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理委託業務を含む）を締結している相手方等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。
- 3 契約担当者等は、物品の購入、役務の提供及び業務の委託等、障害者支援施設等で取り扱っている物品及び役務の調達にあたって、小額随意契約を行う場合には、原則として平川市財務規則（平成 18 年平川市規則第 52 号）第 168 条に基づく見積りを徴する相手方に障害支援施設等を選定することについて配慮することとする。

第 6 調達方針及び調達実績の公表

この調達方針及び調達実績については、市ホームページ等により、方針策定後（または調達実績集計後）速やかに公表する。

第7 調達方針に関する窓口

この調達方針の担当窓口は、健康福祉部福祉課とする。

第8 その他

この調達方針に定めるもののほか、この調達方針の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この調達方針は、令和7年4月1日から適用する。